

越谷市地域防災計画策定支援業務委託 企画提案選考会実施要領

1 趣旨

越谷市地域防災計画の全面改訂を行うにあたり、業務の円滑な遂行を目的に策定支援を委託する。

委託にあたっては、防災アセスメントの実施・分析、計画案の作成など、高度な専門性や技術力が必要であることから、本業務に最適な委託予定業者を知識・技能・経験・対応能力などから総合的に選考するため、公募型企画提案選考会を実施するもの。

2 業務概要

(1) 業務名

越谷市地域防災計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 場所

越谷市 危機管理室

(3) 内容

別紙「越谷市地域防災計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに

(4) 履行予定期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日まで

(5) 委託料限度額（税込）

40,000,000 円

（令和7年度限度額：19,000,000 円、令和8年度限度額：21,000,000 円）

3 選考会に参加できる者の形態

単体とする。

4 参加資格

- ①本市と契約締結の権限を有する者を置く者であること。
- ②令和7・8年度越谷市物品購入等入札参加資格者として、「集計・調査、企画研究、計画策定業務」の業種で登録がある者であること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ④参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約

からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

⑥参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。

⑦参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に本選考会に参加させることが適当と認める者であること。

⑧会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け、参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。

⑨本選考会に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5 実施スケジュール

区分		項目	日程
一次審査	参加申込書等提出	実施要領等の公表	令和7年4月28日（月）
		質問の受付	令和7年4月28日（月）から 令和7年5月7日（水）まで
		質問の回答	令和7年5月9日（金）
		参加申込書等の受付	令和7年4月28日（月）から 令和7年5月14日（水）まで
		一次審査結果の公表・通知	令和7年5月16日（金）
二次審査	プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年5月23日（金）
		二次審査結果の公表・通知	令和7年5月30日（金）
		見積書の提出及び契約	令和7年6月中旬頃

6 選考方法

【1次審査】企画提案書等の書面審査

本選考会の参加申込者が6者を超えた場合、下記の「評価基準」より、企画提案書等の書面審査を行い、上位6者を選定する。

※ 審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

【2次審査】プレゼンテーション・ヒアリング審査

越谷市地域防災計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、1次審査で選定された者について、企画提案書等及びこれらに基づくプレゼンテーション・ヒアリングの内容を踏まえ、以下の基準により審査を行う。

審査の結果、各委員の得点を合計した点数が最も高い参加者1者（以下「最優秀者」という。）を委託予定業者とする。

※ 合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者のうち、見積金額が最も低い参加者を委託予定業者とする。この際、見積金額が最も低い参加者が複数ある場合は、越谷市契約規則に基づいて委託予定業者を決定する。

※ 全ての参加者から適切な提案がない場合（下記の評価基準にある評価項目の合計配点の60%未満）は、候補者を選定せず、本選考会の手続きを中止する。

※ 審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

【評価基準】

評価項目		配点	着眼点
合 計		100 点	
基本事項	受託体制	5 点	本業務に係る体制
	防災アセスメント受託実績	5 点	過去 5 年間の官公庁での業務受託実績
	地域防災計画改訂受託実績	5 点	過去 5 年間の人口 20 万人以上の自治体での全面改訂等業務受託実績
	見積金額	20 点	$20 - \{(\text{見積額} - \text{委託料限度額の } 70\%) / \text{委託料限度額}\} \times 100$ ※2 年分の契約希望総額を評価 ※小数点以下は四捨五入 ※委託料限度額の 70%を下回る見積額については、20 点とする
業務委託に係る提案	防災アセスメント	20 点	地域特性を踏まえた調査、災害リスク評価の実施手法・結果の反映
	業務に対する認識	25 点	業務遂行上の重要事項、実施手法、現行計画の理解や課題等に対する認識の深さ
	独自性・創意工夫	15 点	実効性のある独自の計画の提案と計画の構成、独自の取組み
その他	資料作成力・企画提案力	5 点	企画提案内容のわかりやすさ、プレゼンテーションでの意欲や説明のわかりやすさ

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月14日（水）まで

(2) 配布場所

越谷市ホームページからダウンロードすること。

(3) 配布資料

- ・越谷市地域防災計画策定支援業務委託企画提案選考会実施要領
- ・越谷市地域防災計画策定支援業務委託仕様書
- ・越谷市地域防災計画策定基本方針（本編）
- ・〔様式1〕参加申込書
- ・〔様式2〕配置技術者（資格者等）の経歴等
- ・〔様式3〕配置技術者（資格者等）の同種・類似業務実績
- ・〔様式4〕業務受託実績
- ・〔様式5〕業務受託体制
- ・〔様式6〕見積書
- ・〔様式7〕質問書

8 質問方法

受付期間 令和7年4月28日（月）から令和7年5月7日（水）17時まで

質問方法 〔様式7〕質問書に必要事項を記入し、電子メールで提出

（危機管理室 E-mail アドレス：kikikanri@city.koshigaya.lg.jp）

回答日時 令和7年5月9日（金）までに、市ホームページで公表

※ 質問書の題名、質問内容には、特定の法人名や個人名を記入しないこと。

9 応募方法

受付期間 令和7年4月28日（月）から令和7年5月14日（水）17時まで（必着）

応募方法 下記の提出書類を越谷市役所危機管理室窓口（本庁舎3階）へ直接持参
又は郵送

※ 郵送とする場合は、書留郵便やレターパックなどによること。

提出書類	①参加申込書〔様式1〕	…1部
	②配置技術者（資格者等）の経歴等〔様式2〕	…1部
	③配置技術者（資格者等）の同種・類似業務実績〔様式3〕	…1部
	④業務受託実績〔様式4〕	…1部
	⑤業務受託体制〔様式5〕	…1部
	⑥企画提案書〔任意様式・A4〕	…7部
	⑦見積書〔様式6〕	…1部
	⑧見積明細書〔任意様式〕	…1部

◎提出書類作成要領

(1) 業務受託、配置技術者（資格者等）の実績等

実績として記載した業務に係る契約書等の写し（業務実績の内容及び配置予定技術者が業務に従事したことが確認できる契約書、仕様書、業務計画書、業務報告書等の当該ページ）を併せて提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されており、業務実績の内容及び配置予定技術者が業務に従事したことが確認できる場合は、その出力データを証明資料として添付すれば、契約書等の写しを提出する必要はないこととする。

(2) 企画提案書の記載事項

①防災アセスメント

〔提案書に記載するポイント〕

- ・調査の実施内容や手法
- ・調査結果の計画への反映方法

②業務に対する認識

〔提案書に記載するポイント〕

- ・業務遂行にあたり重要と考える事項（業務全般）
- ・本業務の実施手法（各種ヒアリング、市との連絡調整、計画素案等の各種資料作成など）
- ・現行の越谷市地域防災計画に対する理解や課題等
- ・災害対応マニュアルに対する考え方と実施手法

③独自性・創意工夫

〔提案書に記載するポイント〕

- ・現状分析を踏まえた独自の提案
- ・計画の閲覧性の向上を図る手法

④資料作成力・企画提案力（企画提案内容のわかりやすさ、プレゼンテーションでの意欲や説明のわかりやすさ）

(3) 見積書作成に係る注意事項

①委託料限度額（税込） 40,000,000円

（R7限度額：19,000,000円、R8限度額：21,000,000円）

※ 見積金額が委託料限度額を超えた場合は、本選考会への参加を無効とし、失格（選定対象からの除外）とする。

②見積書には、件名、見積金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は、代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。

③見積金額は、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、2年分の契約希望総額（課税事業者は、消費税

及び地方消費税を加算した金額)の110分の100に相当する金額を記載すること。

④見積書には、必ず契約希望総額の明細となる見積明細書(課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること)を添付すること。

※ 見積書に記載する見積金額と見積明細書に記載する合計金額(2年分の契約希望総額)は一致しない。

※ ①で掲げた各年度の限度額を踏まえた明細とすること。

⑤見積明細書の様式は問わない。

⑥見積書及び見積明細書は、件名及び社名を記載した封筒に入れること。

10 プレゼンテーション・ヒアリング

日 時 令和7年5月23日(金) 13時30分～17時00分(予定)
(持ち時間 プレゼンテーション:20分、ヒアリング:10分)

会 場 越谷市役所 エントランス3階 3-3会議室

機 器 プレゼンテーション用液晶プロジェクタ及びスクリーンは、本市が用意する。

※詳細な集合時刻や集合場所については、参加者へ別途通知する。

【プレゼンテーション留意事項】

- (1) 原則非公開で行うものとする。
- (2) 説明者は、当該業務に配置を予定する者を含む3名以内とする
- (3) 説明は企画提案書に記載した内容に限る。
- (4) プレゼンテーションには、提出した企画提案書の拡大パネル(A1判)、パワーポイント等によるスライド又はその両方を使用することができる。
なお、原則として、提出後に提出書類の内容は変更できないが、スクリーンに投影するための編集を行うことは可とする。
- (5) 出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、失格とする。

11 契約の締結

最優秀者を委託予定業者とし、提案内容に基づき、委託料限度額の範囲で契約交渉を行うものとする。

ただし、最優秀者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

12 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格とする。

- ①委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ②他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③委託予定業者の選定終了までの間に、他の参加者に対して提案内容を意図的に開示した場合

- ④その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ⑤実施要領に定めた内容を遵守しない場合
- ⑥提出された企画提案書等に虚偽又は不正があった場合
- ⑦企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めた場合
- ⑧二次審査の結果通知までに参加者が参加要件を満たさなくなった場合
- ⑨その他選定委員会が不適合と認める場合

13 その他

(1) 辞退について

プレゼンテーション・ヒアリング(二次審査)に選定された者が辞退する場合は、書面(書式自由。ただし、A4判とする。)により、令和7年5月21日(水)必着で越谷市危機管理室窓口へ直接持参、郵送又は電子メールにより通知すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 応募に係る費用について

参加申込書、企画提案書等の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション・ヒアリング審査への参加費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出期限以降の差し替え等について

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は原則として認めない。

また、提出書類に記載した配置予定者を変更することは原則として認めない。

ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、能力を有する者とし、あらかじめ越谷市から承諾を得るものとする。

(4) 提出書類の本市での取扱いについて

①提出された参加申込書、技術提案書等は返却しない。

②提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用(複製、転記又は複写等)することができるものとする。

③提出書類及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、越谷市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

(5) 審査結果について

選考委員による評価等審査内容は市ホームページで公表する。

(6) 委託契約締結までの留意事項

選定委員会において、最優秀者として決定した者は、契約の相手方として最適な者として特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではない。